

# 第1章 計画の位置付け



# 第1章 計画の位置付け

## 1. 背景と目的

本市は、平成17年以降9つの自治体が合併して誕生しましたが、いずれの自治体においても、高度経済成長期以降、多くの公共施設を整備してきました。今後、それらの公共施設の老朽化が進み、施設の維持、改修、更新などに多額の費用が必要となることが見込まれます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴う施設需要の変化、地方交付税の削減や扶助費の増加等に伴う厳しい財政事情など、公共施設を取り巻く環境が変化していくことから、適正な公共施設・インフラのあり方について検討すべき時期を迎えています。

また、近年、全国各地でも公共施設やインフラに起因した市民生活に重大な影響を及ぼす事故が発生しています。このため、全国の自治体では、市民の安全・安心を確保するための早急な対策が必要であり、国においても、平成25年11月にインフラの老朽化の対策の推進を目的とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、これに基づき、平成26年4月に各地方自治体に対して、全ての公共施設等を対象とした管理等の基本的な考え方を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

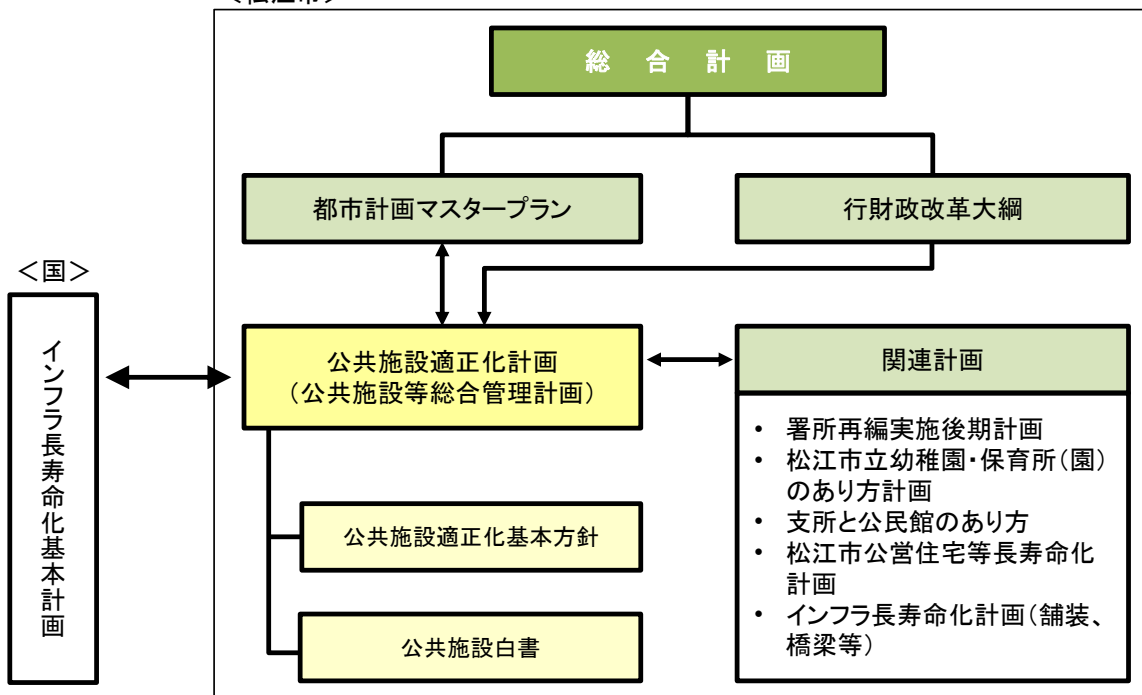
本市でも、「松江市公共施設白書」(平成25年6月)の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」(平成26年9月)に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画(松江市公共施設等総合管理計画)」を策定しました。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、総合計画に適合するものであるとともに、都市計画マスタープラン、行財政改革大綱と適切に連携します。

また、既に施設の整備や維持管理等の考え方を示している個別計画については、本計画との整合を図ります。

図表 1-1 計画の位置付け  
<松江市>



### 3. 計画期間、対象施設

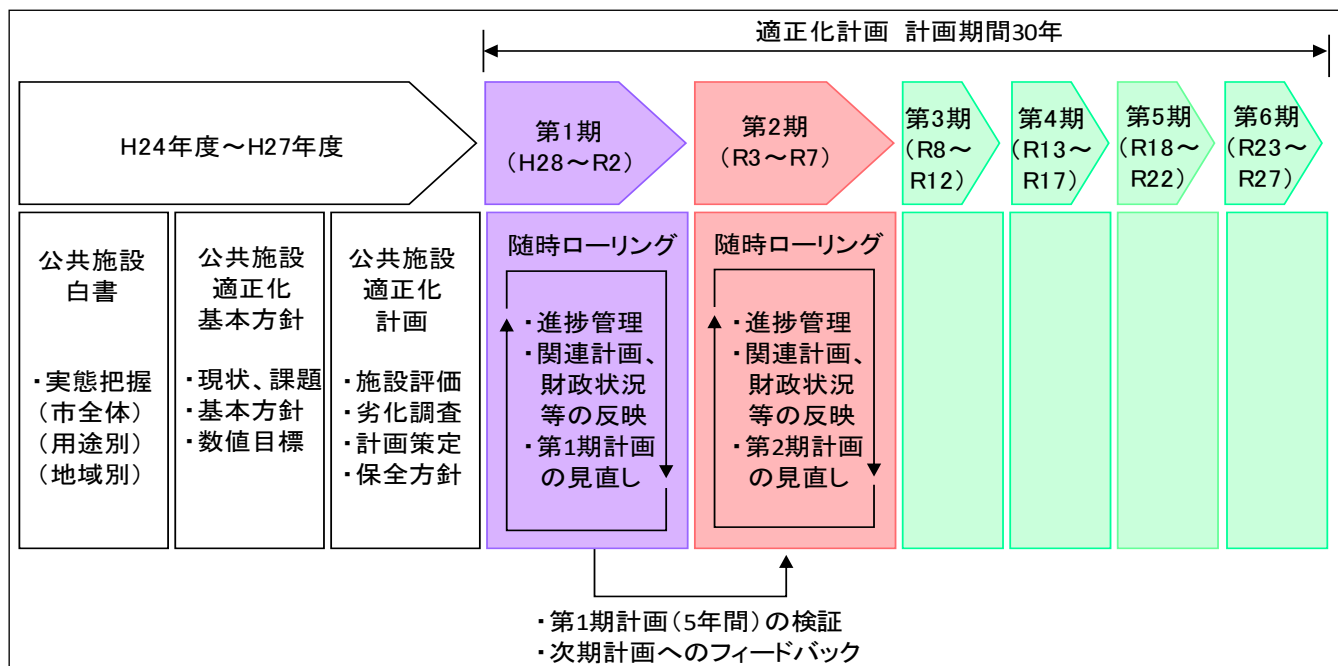
#### (1) 計画期間

将来更新経費の試算から約30年後が更新のピークにあたる見込まれることから、平成28年度から令和27年度までの30年を本計画の対象期間とします。

なお、計画については、5年ごとに区切った全6期の計画としますが、公共施設等の適正化の対象施設や実施時期は、随時ローリングをかけながら可能な限り早期に実施できるよう見直しを行います。また、関連計画の策定・変更がなされた場合や本市の財政状況等に変更が生じた場合等にも、必要に応じて適宜見直すこととします。

- ・計画期間：平成28年度～令和27年度（30年間）

図表 1-2 計画期間



#### (2) 対象施設

本計画では、以下に示す本市が保有する公共施設等を対象とします。

図表 1-3 対象施設

